

# 武蔵野市財政援助出資団体経営改革プラン(対象団体:社団法人武蔵野市シルバー人材センター)

平成 22 年7月改正

## <目次>

1	プランの目的	1
2	対象団体	1
3	計画期間	1
4	経営改革プラン	2
(1)	経営健全性の確保	2
(2)	事業評価の導入と事務事業の見直し	2
(3)	団体職員の人材育成と財政基盤の強化	3
(4)	人事・給与制度の見直し	3
(5)	組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進	3
(6)	情報公開の更なる推進	4
(7)	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会	4
(8)	公益法人改革への対応	4

## 1 プランの目的

財政援助出資団体は、武蔵野市が主に出资等を行って設立し、基本的に市政の代替・補完機能を担っている。各団体は設立趣旨を的確に果たすよう常に自ら経営改善を進めると同時に、市は団体の設立者として、団体のあり方を見直し、適切な指導監督を行わなければならない。

平成 16 年度の指定管理者制度の導入や平成 20 年 12 月からの公益法人改革の実施、平成 21 年 4 月の財政健全化法施行により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率計算上に反映されることになり、市の財政と団体の財政を一体として考える必要が生じたことなど、市及び団体を取り巻く環境が変わった。それにより、各団体を取り巻く社会環境の変化は厳しさを増している。

これらの変化に適切に対応できるよう、団体の更なる自立的経営を促進し、団体の活性化をはかるため、この経営改革プランを策定する。

## 2 対象団体

区分	団体名	設立目的
援助団体	社団法人武蔵野市 シルバー人材センター	一般雇用になじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

## 3 計画期間

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で計画期間とする。

#### 4 経営改革プラン

##### (1) 経営健全性の確保

団体ごとの経営改革プランの着実な実施		
取組目標	<p>団体は、経営等が困難な状況に陥った場合は、経営者の民事上の責任などが問われることを自覚し、健全な経営を行う。市の団体所管部課は団体の経営状況を的確に把握し、健全な経営を促すよう指導監督を行う。</p> <p>市の団体所管部課は団体が自主的に経営改革を推進するよう、平成 22 年度を初年度とする3か年の経営改革プランを平成 21 年度に策定し、それに基づき、健全な経営を行うよう要請する。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	○ 市経営改革プラン及びシルバー人材センター経営改革プランの着実な実施。
	H23	〃
	H24	○ 平成 25 年度を初年度とする経営改革プランを策定する。

団体に対する運営費補助と委託料の精査		
取組目標	<p>市から団体への財政支出は、団体の運営等に対する補助金と団体への事業委託との区分を明確にする。運営費補助については、厳しく内容を精査し、団体の自立的な経営努力を促進するために必要最小限とする。また、事業委託については、類似の民間企業との競争を前提に金額を算定し、常に費用対効果の検証を行う。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<p>○ 管理運営費補助については、予算・決算ともに、市・都・国の各補助金配分を記した「補助金配分表」の提出を要請し、内容を精査する。</p> <p>○ 委託事業(家事援助研修委託・寝具乾燥車両管理委託)についても、効率的な事業の実施について検討する。</p>
	H23	〃
	H24	〃

##### (2) 事業評価の導入と事務事業の見直し

事業評価の導入と事務事業の見直し		
取組目標	<p>団体は組織の目的・目標を明確化し、それらが適正に果たされているかを毎年評価し、目的・目標の達成に向けて効果的かつ効率的な事業実施を行うとともに、事務事業の不断の見直しを行う。市の団体所管部課は、団体の自己評価結果を踏まえ適切な指導監督を行う。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	○ 団体の「第二期長期目標の調整」で掲げられた、会員数、就業率、受注契約金額について、計画期間である平成 24 年度までに、目標数値を達成できるように指導監督を行う。
	H23	〃
	H24	○ 「第二期長期目標の調整」の目標数値の達成率の自己評価を受け、次期長期目標に対する指導を行う。

(3) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化

団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
取組目標	<p>団体は、将来の団体経営を担う人材育成を強化するため、市・団体間の人事交流による研修や団体内における職員研修を強化し、中長期的視点をもって人材育成に取り組む。団体職員の仕事に対する自覚と意欲を高める。また、団体職員の高齢化に伴う人件費の増加も予想されるので、より一層効率的な経営を行い、財政基盤を強化する必要がある。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体間派遣研修や、上部団体(東京しごと財団)の行う各種の研修、地域別の役員・職員等に対する研修に参加し、今後も継続的にスキルアップを行っていくように指導する。</li> <li>○ 財政基盤の強化として、会員の増加による会費収入の増加、受注事業収入の増加となるよう指導する。</li> </ul>
	H23	〃
	H24	〃

(4) 人事・給与制度の見直し

人事・給与制度の見直し		
取組目標	<p>団体は、都または東社協の給料表の適用を原則としているが、今後は市の財政支援の縮減も念頭に、団体の経営・財政状況等に見合った適正な給与制度に見直す。また、職員個人の能力・実績に応じた給与制度を導入し、職員の意欲向上を図る。指定管理者の選定は公募が原則であることを念頭に、指定管理者の指定を受けている団体は、将来の公募を視野に入れ、類似の事業を行う民間企業等の給与水準の動向等も勘案し、適正な給与制度の構築及び運用を行う。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ センターの経営・財政状況等に見合った適正な給与制度への見直しを指導する。</li> <li>○ 職員個人の能力・実績に応じた給与制度の導入について指導する。</li> </ul>
	H23	〃
	H24	〃

(5) 組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進

組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進		
取組目標	<p>団体の組織・職員数等のより一層の適正化に向け、少数精鋭の徹底、柔軟な勤務体制の導入、更なる民間活手法の導入を行う。職員の仕事に対する意欲の向上を図るため、組織の目的・目標を明確に示す。また、嘱託職員、アルバイトなど多様な形態の人材活用を図る際には、それぞれの果たすべき職務や責任の内容を明確にし、各々が意欲を持って働ける人材活用を図る。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度以降、派遣社員や市派遣職員を廃止、減員し、事務局職員数を減らしたため、公益法人化による事務量の増加に耐えうるよう、職員個々の質の向上、OA 機器の導入等による事務の効率化、体制強化に対する指導を行う。</li> </ul>
	H23	〃
	H24	〃

(6) 情報公開の更なる推進

情報公開の更なる推進		
取組目標	団体はホームページ等を通じ、寄付行為や定款、事業計画、財務諸表、事務事業評価、役員報酬などを市民に分かりやすく公表し、団体の信頼性の向上を図る。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	○ 上記については、これまでの指導により、情報公開を行っているが、今後もさらに市民にわかりやすい情報公開に努めるように指導する。
	H23	〃
	H24	〃

(7) 武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会

武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会（市と団体間、団体相互の連絡調整の強化）		
取組目標	市の団体に対する指導監督の基本方針の周知、その実施方法の検討、市と団体相互の連絡調整、各団体が抱える課題の情報共有、各団体が実施する類似の事業の再編等を行うため、市長と団体の経営者による武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会を毎年実施する。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	○ 経営懇談会において、センターの現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるように要請するとともに、健康福祉部及び関連法人連絡会議において情報共有を進める。
	H23	〃
	H24	〃

(8) 公益法人改革への対応

公益法人改革への対応		
取組目標	平成 20 年 12 月 1 日から公益法人改革が始まり、社団法人・財団法人は特例民法法人に移行した。これらの団体は今後 5 年以内(平成 25 年 11 月 30 日まで)に、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に移行しなければならない。当面、一般社団法人・一般財団法人化する団体にあっても、市の財政支援を受け公共の一端を担っていることや、公益法人という名称を取得することにより外形的信用性を高められることを鑑み、早急に公益社団法人・公益財団法人化を図るよう努める。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	公益法人への計画的な移行を行うよう指導する。
	H23	公益法人への計画的な移行を行うよう指導する。
	H24	公益社団法人として健全な運営を行うように指導する。